

政 令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十一号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(内閣は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)第二条第五号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。)

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び経済産業省(資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を除く。)」を削る。

別表第一中「水産庁」を「水産庁 経済産業省」に改める。

附則

この政令は、平成二十九年十二月二十九日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条及び第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

第七百七十四条の三十九第二項中「これを」を削り、同条第三項中「第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、」を「第五十五条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事は」とあるのは「市町村都市計画審議会」と、同条第四項及び同法第三百三条第四項中「」に改め、同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」とを削り、法の下に」と、同令第三条の二第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」を加え、同条第四項中「規定は、これ」を「規定」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七百七十四条の三十九第三項の改正規定及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地方自治法施行令第七百七十四条の三十九第三項の規定は、地方自治法施行令第七百七十四条の三十九第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)に適用があるものとされる土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第五十五条第一項の規定による事業計画の縦覧の開始の日(以下この項において「縦覧開始日」という。)が前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)以後である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、縦覧開始日の一部施行日前である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、なお従前の例による。

総務大臣 野田 聖子
内閣総理大臣 安倍 晋三

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十三号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令(平成二十九年政令第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税(以下「暫定不当廉売関税」という。))」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 平成二十九年十二月二十八日から平成三十四年十二月二十七日までの期間

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十九年九月二日から同年十二月二十七日までの期間内に輸入されるもの(以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。)には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。